

越谷特別市民「ガーヤちゃん」のイラスト使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越谷特別市民「ガーヤちゃん」に係るイラストレーション（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人も、イラストを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の品位を損ない、又は損なうおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 法令等（市の条例等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第3条 イラストを使用しようとする者は、使用しようとする日の14日前までにイラスト使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
- (2) 国又は地方公共団体が広報の目的で使用する時。
- (3) 市内に存する教育機関が教育目的で使用する時。
- (4) 報道関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。

(5) 個人又は家庭内において使用する時。

(6) その他市長が適当と認める時。

2 市長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、イラストの使用を承認するものとする。

3 市長は、第1項本文の規定による申請を行った者に対し、イラストの使用を承認するときはイラスト使用承認書（第2号様式）を、承認しないときはイラスト使用不承認書（第3号様式）を交付するものとする。

（使用承認期間）

第4条 前条の規定によるイラストの使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた者がイラストを使用することができる期間（以下「使用承認期間」という。）は、2年間を限度として市長が定める。

（使用料）

第5条 イラストの使用に係る使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 イラストを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用するイラストのデザインは、市長が別に定める方法に基づき使用すること。

(2) イラストに関し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

2 使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) イラストを使用した物件の完成品を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、当該物件の写真をもって代えることができる。

(2) 使用承認された目的以外に使用しないこと。

(3) 使用承認に市長が付した条件を遵守すること。

3 イラストを使用した商品を販売する者は、年度ごとにイラスト使用商品売上状況報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（承認内容の変更）

第7条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、イラスト使用変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認をするときは、イラスト使用変更承認書（第6号様式）を交付するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 使用承認を受けた者は、当該使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。

（更新の申請）

第9条 使用承認期間の終了後に引き続きイラストを使用しようとする者は、使用承認期間が終了する日の2月前から14日前までにイラスト使用更新申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の更新の承認をするときは、イラスト使用更新承認書（第8号様式）を交付するものとする。

3 第4条から前条まで及び次条の規定は、第1項の規定による承認を受けた場合について準用する。

（違反等に対する取扱い）

第10条 イラストを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱の規定に違反したときは、市長は、その使用の差止めの請求その他の必要な指示等を行うことができる。

2 使用承認を受けた者が、第6条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、イラスト使用承認取消通知書（第9号様式）により、当該使用承認を取り消すものとする。

3 前項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほかイラストの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。